

## 「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見（23.12.1）

財務省は、国際通貨基金（IMF）が平成 20 年 12 月に公表した「国際収支統計マニュアル第 6 版」への移行および報告者の負担軽減を図るため、平成 23 年 11 月 3 日、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案を公表した。

財務委員会では、これに対し、直接投資の基準の変更等への対応については、過大な事務負担が見込まれることから、一定の配慮を求めるとともに、報告者の事務負担の軽減につながる改正については支持する意見を取りまとめ、平成 23 年 12 月 1 日、財務省宛提出した。

平成 23 年 12 月 1 日

財務省

国際局為替市場課 御中

社団法人 日本貿易会

財 務 委 員 会

## 「外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

11 月 3 日に貴省より公表されました掲題省令改正案につきまして、当会にて検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます。

敬 具

記

### 1. IMF 国際収支マニュアル第 6 版（BPM6）準拠等に係るもの

#### （1）直接投資の基準の変更等

- ・ BPM6 対応措置において間接出資先に関する金銭貸借も報告対象となり、当該データはシステムの収集が困難であり、そのためのシステムを構築することもコスト的に実質不可能なことから、結局は当該出資先を管理する個々の社内事業部署に都度ヒアリングして報告書を作成せざるをえず、膨大な事務手間・時間を要することが見込まれます。なかんずく海外間接出資先等(特に持分法適用の関連会社、持分連結も行わない 20%未満の海外直接投資先)による報告会社発行社債の保有高の正確な把握は極めて困難です。従い、報告数値の精度については一定の限界があることご理解いただくとともに、実施運用にあたっては一定の考慮を検討頂きたい。また、併せ、海外間接出資先等による報告会社発行社債の保有高報告に関し、

見直しを検討頂きたい。

- ・ 内部留保の報告と支払等報告書の関連企業が区分されているが、内部留保の報告における関連企業に統一すること検討願いたい。例えば 50%超の議決権を保有している国内子会社の投資先について区分して捕捉するためのシステム対応ができていないことから、当該企業との決済を行った場合に関連企業以外との区分ができないため。

#### (2) 投資信託の区分計上等、作成項目の詳細化への対応

- ・ 国際収支項目番号を 171 項目から 190 項目に拡大することに関して、項目内容につきより具体的な詳細説明を加えて頂き、事前に詳しい説明会・意見交換会等の開催を検討願いたい。
- ・ また、改正案で「新設」された番号は現行のどの番号の項目が適用されるのか、改正案で「削る」とある現行の番号の項目は改正案のどの番号の項目に該当するものか、等一覧できる比較表などの作成をお願いしたい。加えて、例えば施行後半年間を移行期間として、新旧基準のどちらでも報告可とするよう経過措置を設けて頂きたい。

## 2. 報告の簡素化に係るもの

#### (1) 対外直接投資に関する報告の簡素化

- ・ 対外直接投資に関する報告書のうち、貸付の実行、支店設立経費の送金等の報告廃止につき（別紙様式第 17 及び第 18 の廃止）、報告者の事務効率化に繋がるものであり支持する。
- ・ 対外直接投資に関する報告書のうち、存続するものについて報告の敷居値を 10 億円に引上げについて、報告者の事務効率化に繋がるものであり支持する。

尚、簡素化により報告廃止となったもの、及び敷居値の引上げで報告不要となったものについて、例えば施行後半年間を移行期間として新旧基準のどちらでも可（取下依頼書は提出不要）とするよう検討お願いしたい。

#### (2) 証券の取得又は譲渡に関する報告書等の提出期限の延長

- ・ 報告者の事務負担に繋がるもので、今回の改定を支持する。

#### (3) 対外支払手段の売買に係わる支払等報告書の簡素化

- ・ 報告者の事務負担に繋がるもので、今回の報告免除を支持する。
- ・ 国際収支項目「1002（他の居住者と非居住者との決済のための預かり金）」、「1003（居住者間の取引又は行為に係る海外への支払又は支払の受領）」の報告についても免除の検討をお願いしたい。
- ・ 「決済代行」等に関する事後報告の簡素化や、国際収支統計に利用しない国際収支項目の取扱等について、実務的な議論を行なうタスクフォースでの検討をお願いしたい。

(その他)

- 今回の改正・報告の変更に関し、実際の実務・運用に係る報告様式毎の案内のようなもの（例えば既存の日銀 HP 上の Q & A の類）が一定期間でも開示戴ければ参考にできて有益であることから、検討いただきたい。
- 今般の一連の改正で報告対象となる敷居値の引上げがなされたことに鑑み、「海外預金の残高に関する報告書」（別紙様式 5 4）についても、当該残高の敷居値の引上げにつき統計精度を維持し得る範囲で検討いただきたい。

以 上